

第5章 施策の推進方向

施策目標1 子ども・子育て支援、生活支援の推進

第4次計画における主な課題

- ひとり親は、子育て、生計の担い手など、ひとりていくつもの役割を担っているため、住居・家計・家事・子育てなどで複合的な課題を抱えやすい傾向にあります。特に、本市のアンケート調査結果では、子どもが乳幼児期の間にひとり親になる割合も高く、早期からの切れ目のない支援につなげるためにも、子育て支援サービスの利用促進が求められます。
- 核家族化の進行や隣近所との結びつきの希薄化などにより、子育てに対しての不安や孤立感を抱えやすく、とりわけひとり親家庭においては、悩みを相談する機会も持ちづらい状況がうかがえ、育児の悩みや不安を抱える保護者が孤立しないよう、身近な地域で気軽に相談できる体制を整えることなど、安心して子育てができる環境づくりが求められます。また、本市のアンケート結果では、市の相談機関（子どもの育ち見守りセンター）を「知らない」と答えた割合が高く（母子家庭：73.7%、父子家庭76.1%）、加えて、各種支援制度の認知度も低いという調査結果を踏まえ、アウトリーチ等により把握した、支援が必要な家庭へ積極的に情報提供することを含め、子どもの成長段階に応じて切れ目なく支援が提供できるよう、包括的な相談支援体制を整備することが重要です。
- 「子どもの貧困」が社会問題となるなか、特に、ひとり親家庭においては、おおよそ5割の家庭が相対的貧困状態（国民生活基礎調査）にあるとされるなど、厳しい経済状況がうかがえます。子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、本市の「子どもの貧困対策計画」として位置付ける「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」や、国の「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、子どもの視点に立ったさまざまな支援に総合的に取り組むことが必要です。とりわけ、本市のアンケート調査では、子どもに関する悩みについて、母子家庭、父子家庭ともに「教育・進学（経済的理由）」が最も高く、特に母子家庭では6割を超える値となっており、貧困の連鎖を防止する観点からも、子どもの学習支援や、多様な体験活動等の機会の提供といった支援が求められます。
- 本市のアンケート調査結果を「未婚のひとり親」についてみると、配偶者と死別・離別したひとり親と比べて若年世代が多く、未就学の子どもを持つ割合が高いことや、子どもの「しつけ」や「食事・栄養」に関して悩む割合が高い傾向にあることから、母子保健担当とひとり親家庭等相談支援担当との連携を密にしながら、継続的なフォローが求められます。
- 住宅については、母子家庭でひとり親になった直後に63.4%の方が転居をしています。住宅を探すときや入居するときの困り事として、「家賃が高い」、「府営住宅・市営住宅になかなか入れない」等が上位にあがっており、今後も居住の安定の確保を図ることが求められています。

施策の展開

(1) 子育て環境の充実

ひとり親が、安心して、子育てと就業の両立ができるよう、「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育所（園）等における待機児童の計画的な解消を図り、必要な時期に保育を利用できる環境整備を進めるとともに、多様な保育ニーズに対応できるよう、延長保育、休日保育、夜間保育、病児保育、一時預かり事業など、多様で弾力的な保育サービスを推進します。また、留守家庭児童会室については、子どもの就学前・就学後を通じた、保護者の継続的な保育ニーズに対応できるよう、安定的な運営に努めます。さらに、すべての児童に安全・安心な空間で豊かな放課後を過ごす時間を提供する総合型放課後事業の推進により、土曜日や三季休業期を含む居場所ニーズへの対応を図り、就学後における子育て環境の充実に努めます。

ひとり親家庭に対し、保育所（園）等の優先利用を推進するとともに、令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化とあわせ、市独自の第2子以降の保育料の無償化を行うなど、引き続き保育サービス等利用にかかる負担軽減に取り組みます。

主要な事業

- 保育所待機児童の解消
- 保育所（園）等の優先利用
- 保育所保育料等の軽減
- 多様な保育サービスの推進（延長保育、休日保育、夜間保育、病児保育、一時預かりの各事業）
- 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
- 留守家庭児童会室への入室（放課後児童健全育成事業）
- 土曜日や三季休業期などの居場所ニーズへの対応（総合型放課後事業）
- ファミリー・サポート・センター事業
- 保育士等就職支援センター事業

(2) 子育て相談の充実

日頃から相談の機会が持ちづらいひとり親家庭の生活状況を踏まえ、身近な地域で気軽に相談できる環境の充実を図るとともに、「母子訪問指導」や「こんにちは赤ちゃん訪問」をはじめとした訪問相談事業等を通じ、子育てに悩みや不安を抱えるひとり親家庭を積極的に把握し、早期からの継続的な支援につなげます。特に、未婚のひとり親の方については、妊娠届出での全数面接を通して、母子保健担当が最初につながることも多く、母子・父子自立支援員とのさらなる連携を図りながら、必要な支援サービスにつなげていきます。

また、家庭児童相談や教育相談、母子健康相談、障害福祉サービス等に関する相談の各相談支援に引き続き取り組むとともに、それらの各相談支援機関が持つ子どもの情報を集約し、複雑化する子どもに関する相談に的確に対応できる体制の充実に努めます。

主要な事業

- 家庭児童相談事業
- ひとり親家庭相談支援事業
- こんにちは赤ちゃん事業
- 養育支援訪問事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 母子健康手帳交付事業
- 母子訪問指導事業
- 母子健康相談事業（乳幼児健康相談等）
- 産後ケア事業（産後ママ安心ケアサービス）
- 保育所（園）・幼稚園・認定こども園における育児相談事業
- 教育相談事業
- 障害福祉サービス等に関する相談
- 未熟児等の保健事業
- 身体障害児及び長期療養児等療育指導事業
- 関係部署間の連携、情報の集約による子どもの育ちを見守る体制整備

(3)生活支援の推進

ひとり親家庭にとって、生活の場である住宅問題は、離婚直後に直面する大きな課題であり、市営住宅の優先入居、府営住宅の募集に係る案内（福祉世帯向け募集）、あんぜん・あんしん賃貸検索システムの案内等により、住宅確保を支援します。また、離職等により住居を失った又はそのおそれがある人に対し、家賃相当分を支給することで、住宅と就労機会の確保を図り自立を支援します。さらに、生活困難に直面するひとり親家庭に対し、生活の基盤を確保したうえで就労などの自立支援につなげていく観点から、住宅支援等について、国の動向を踏まえた検討を行います。

ひとり親家庭や寡婦が、残業、休日出勤、就職活動、通学等のため、また通院や冠婚葬祭などさまざまな事由により、家事・育児に係る支援が必要となる場合に、家庭生活支援員の派遣やファミリー・サポート・センターの利用助成を行い、ひとり親家庭等における日常生活の安定・向上を支援します。また、これらサービスの積極的な利用に向け、さまざまな相談支援窓口において利用登録を呼びかける等、周知の強化を図ります。

また、配偶者等からの暴力等さまざまな生活課題を抱える世帯については、安全で安心した生活が送れるよう母子生活支援施設において保護するとともに、施設への入所中や退所後においても、子育てや生活の自立が図れるよう、各関係機関と継続的なフォロー支援を行います。

主要な事業

- 市営住宅におけるひとり親世帯等への優先入居と府営住宅の募集案内（福祉世帯向け募集）
- 母子生活支援施設への入所
- 生活困窮者住居確保給付金の支給
- 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）（再掲）
- ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用支援事業

コラム

子どもの育ち見守りセンター「となとな」の開設 ～子ども家庭相談担当と母子・父子自立支援員との連携 による相談支援の事例～

子どもの育ち見守りセンター「となとな」子ども家庭相談担当の家庭児童相談員にひとり親家庭のお父さんのAさんが次男Bくん（4歳）のことで相談に来られました。

相談の内容は、Bくんが普段から落ち着きがないことから、関わり方について不安があるというものでした。お父さんからBくんの日常の様子などを聞き取りしているなかで、お父さん自身が悩みを抱えていることがわかりました。残業等で保育園へのお迎えが遅くなったり、帰りが遅くなる時には、Bくんが一人で留守番をすることもあり、「子どものことは心配だけでも、生活のためには働かなくてはいけないし…。」とのことでした。また、慣れない家事にも大変苦労されている様子が見受けられました。

そこで、少しでもお父さんの負担を減らすことはできないかと、家庭児童相談員から同センターひとり親相談担当である母子・父子自立支援員へ連絡し、一緒に話を聴き対応したことで、その日のうちに、お父さんの希望により自宅へヘルパーを派遣する

「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の申請につながりました。

このように、子どもやその家族の相談窓口が同じ組織、フロアへ一元化したことで、迅速な対応ができるようになりました。



(4)子どもの育ちへの支援の充実

すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持って心身ともに健やかに成長していけるよう、安定した生活習慣や学習習慣の定着に向けた支援、地域において安心して過ごせる居場所づくりなど、子どもの視点に立った多方面における支援に、地域や関係機関との連携のもとで総合的に取り組みます。特に、総合型放課後事業の推進により、課業時間外における安全・安心な居場所の確保を図りながら、児童が豊かな放課後を自ら創造できる環境づくりを通じて、自主性や社会性、創造性といった子どもの生きる力を育み、可能性を広げるための取り組みを進めます。

支援が必要な子どもやその家庭を早期に把握し、適切な支援を切れ目なく届けられるよう、市の各関係部署が把握する子どもに関する情報を、一元的に共有・活用できる体制を整備し、そのうえで、地域・事業者などと一体となって、子どもやその家庭を見守る地域づくりを進めていきます。

また、親との離別・死別等により心のバランスを崩し、不安定な状況にある子どもには、子ども家庭相談担当におけるプレイセラピーやカウンセリングを通じた子どもの心のサポートを行うほか、小・中学校には「心の教室相談員」や「スクールカウンセラー」を配置、さらに、子どもがより利用しやすい相談ツールの検証など、子どもが安心して悩みを相談できる環境づくりを進めます。

主要な事業

- 家庭児童相談事業（再掲）
- 教育相談事業（再掲）
- 専門相談員による青少年相談
- ひきこもり等子ども・若者相談支援事業
- 子どもの居場所づくりの推進
- 子どもの居場所づくり推進事業「子ども食堂」
- 学力向上推進事業（放課後自習教室事業）
- 土曜日や三季休業期などの居場所ニーズへの対応（総合型放課後事業）（再掲）
- ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（対象：ひとり親家庭の子ども）
- 教育と福祉の連携による課題を抱える子どもへの支援体制の整備
- 子どもを守る条例の制定
- 関係部署間の連携、情報の集約による子どもの育ちを見守る体制整備（再掲）

施策目標2 就業支援の推進

第4次計画における主な課題

- 本市のアンケート調査結果では、ひとり親家庭の就業率は高く、母子家庭、父子家庭ともに8割を超えています。しかしながら、就業形態をみると、母子家庭では「パート・アルバイト」が37.2%となっており、5年前調査と比較すると正社員率は5ポイント程度上昇しているものの、依然、不安定な雇用状況がみられます。一方、父子家庭においては、正社員率が53.7%と高いものの、年間の就労収入は300万円未満の世帯が66.8%と、母子家庭同様に厳しい経済状況がうかがわれます。また、家事等の生活面に悩みを抱える割合も高く、就業と生活の一体的な支援が求められます。
- アンケート調査結果では、仕事をするために何らかの資格を有する場合と資格がない場合とでは、正規雇用率や就労収入に差がみられることから、就業支援を行ううえでは、安定した雇用につなげるための資格取得にむけた支援の充実が重要です。
- 近年の雇用状況について、有効求人倍率は全国・大阪府・ハローワーク枚方管内（枚方市・寝屋川市・交野市）とも上昇傾向にあり、一定の改善がみられるものの、ハローワーク枚方管内においては、令和元年度の有効求人倍率は0.88倍と、全国や大阪府と比べて低い状況が続いており、引き続き、関係機関との連携等による就業機会の創出に向けた取り組みが必要です。
- 子育てと就労の両立を確保するためにも、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図り、多様な働き方の実現に向けた意識啓発が必要です。また、仕事に必要な知識や資格の取得支援から、生活状況に適した仕事の紹介など、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行うとともに、ひとり親になって生活状況が大きく変わる状況等において、生活面や、就労面で前向きな将来像を描けるよう、また、その実現に向けた一歩を踏み出せるように後押ししていくことが求められます。

施策の展開

(1)能力開発、ライフプランニングのための支援の充実

ひとり親家庭の親が就業に有利な資格を取得する際、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金を支給し、安定した就業につながるよう支援します。

また、働く意欲がありながら、就職を妨げる諸要因のため就労できない就職困難者に、地域就労支援コーディネーターによる就労相談、就労支援セミナー等を実施し、就労スキルの向上を図ります。母子家庭等就業・自立支援センター事業においても、パソコン技能や介護職員の各研修などの資格取得に向けた就業支援講習会等を実施し、就業につながるよう支援します。

生活保護受給者及び生活困窮者に対し、一般就労に向けた準備として基礎能力の形成のための訓練を通して、日常生活自立、社会生活自立および就労自立に向けた段階的な支援を行います。

さらに、個々が望む将来像を描きながら、自己肯定感を高め、就労に向けた意欲を醸成できるよう、相談支援や講習会の開催等を通じたライフプランニングの支援に取り組みます。

主要な事業

- ひとり親家庭自立支援給付金事業
- 母子・父子自立支援プログラム策定事業
- 地域就労支援事業
- 創業支援
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業支援講習会等事業）
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（対象：ひとり親家庭の親）
- 生活困窮者就労準備支援事業
- 被保護者就労準備支援事業
- ライフプランニング支援のための相談、講習会

(2)職業紹介機関等との連携の強化

母子・父子自立支援員による相談において、ハローワーク枚方や同マザーズコーナーとの連携を強化し、就労に向けた相談や情報提供を行います。また、地域就労支援事業においても、ハローワーク枚方など関係機関との連携により、就労支援セミナー等の就労支援を行います。

市とハローワーク枚方が、生活保護受給者等に対する就労支援を一体的に実施するため、平成27年3月30日から、市役所内においてハローワークの常設窓口である「就労支援ひらかた」を設置し、積極的に就労支援を行っています。

母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談や就職に向けて適切な助言を行うとともに、就業支援講習会修了者等に雇用条件にあった事業所の紹介や情報提供、電子メール相談等を行います。

主要な事業

- 地域就労支援事業（再掲）
- 児童扶養手当窓口における情報提供
- 生活保護受給者等就労自立促進事業との連携
- 母子・父子自立支援員による就業相談
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業支援事業・就業情報提供事業）

(3)就業機会創出のための支援の推進

商工会議所と連携して、事業者への雇用に関する情報発信を行います。また、市の職員等の雇用にあたり、母子家庭等就業・自立支援センターへの情報提供を行うとともに、市が発注する業務委託の一部においても、入札価格だけでなく、雇用・労働条件の確保や子育て支援などの評価を加味した総合評価落札方式の入札を適用し、雇用促進機会の確保を図り、その他の発注についても、発注内容に応じて可能な限り母子・父子福祉団体等への受注機会の確保に努めます。

主要な事業

- ひとり親家庭等の親への職員での雇用に向けた取り組み
- 業務委託における総合評価落札方式の入札による雇用促進機会の確保
- 商工会議所と連携した雇用啓発

(4)就労環境の整備及び雇用確保に向けた啓発活動の推進

雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保を進めるため、市民及び事業者等への啓発を行います。また、子育てと仕事の両立を図りながら、自らの希望する生き方を選択できる社会の実現に向け、長時間労働の抑制や有給休暇の取得促進、非正規労働者の待遇改善など、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への理解と実践を促進するための広報、啓発に取り組めます。

主要な事業

- 「男女雇用機会均等法」「パートタイム労働法」等の普及、啓発
- 女性の採用、職域拡大等に関する啓発
- ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発活動

施策目標3 養育費の確保及び面会交流の支援

第4次計画における主な課題

- 市のアンケート調査結果では、母子家庭で養育費の取り決めをした人は46.3%で、5年前調査から微増しましたが、依然として養育費の取り決め率は低い状況です。また、離婚前相談の際に、養育費の取り決めをしているかを確認すると「相手と会いたくない。」「折り合いがつかなかった。」など取り決めまで至っていないケースが見受けられます。加えて、公正証書の作成や調停などの手続きの煩わしさも取り決めの妨げになっています。このように、養育費取り決めから受け取りまでには多くの課題があることから、個々の状況に応じたきめ細かな支援を、離婚前相談から具体的な手続き等にかかるサポートまで、継続的かつ総合的に行う体制の整備が求められます。
- 民事執行法の改正（令和2年4月1日施行）により、債務者に係る給与や預貯金口座に係る情報を第三者が取得できる手続き等が新設され、養育費の不払いに対して強制執行等の実効性が高まりました。市のアンケート調査結果では、現在も養育費を受け取っている母子家庭は26.8%にとどまります。一方で、公正証書等の公的文書で取り決めをされた場合は、定期的に養育費を受け取っている割合も高く、養育費の継続した履行確保に向けては、国の動向を踏まえた効果的な支援を行うことが求められます。
- 面会交流について取り決めをした人は、母子家庭で31.5%、父子家庭で19.3%と、養育費同様に取り決め率は低い状況です。面会交流については、基本的には子どもの立場からその実施が望ましいことですが、他方で、児童虐待や配偶者からの暴力等、家庭の状況によっては面会交流が適切でない場合もあります。このため、面会交流に関する意義や課題などを双方の親を含む関係者が認識したうえで、面会交流の取り決め・実施が適切になされるよう周知啓発を行うとともに、相談支援体制を整えていくことが重要です。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第5条には「母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するよう努めなければならない」と規定されています。養育費の受け取りや面会交流は子どもの権利であり、子どもの健やかな成長にとって重要なものです。親の子どもに対する責務の自覚を促し、その責務を果たしていくべきことを、当事者及び社会が認識するための啓発が求められます。

施策の展開

(1) 養育費確保に向けた相談支援体制の充実

養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行等の法律に関する問題について、弁護士や認定司法書士による法律相談のほか、離婚後の生活設計等に関する講座を実施します。また、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、養育費の取り決めや支払いの履行等に関する相談・調整や情報提供などを実施します。必要に応じて養育費相談支援センター（公益社団法人家庭問題情報センターFPIC）、日本司法支援センター（法テラス）等関係機関と連携し、養育費確保に向けた取り組みを支援します。

養育費は子どもの重要な権利ですが、確実な受け取りの確保には多くの課題がある現状を踏まえ、離婚前・離婚直後からの専門的な相談、伴走支援を行い、養育費の取り決めから履行、継続的な受け取りの確保までの総合的な相談支援を行う体制の整備に向けた取り組みを進めます。その一環として、取り決めの促進及び取り決め内容の実行性を高めるための、公正証書等の作成や手続きに係る支援、また、そのうえでの養育費保証契約の締結支援など、国の動向を注視しながら、取り組みに向けた検討を進めます。

主要な事業

- 法律相談の実施
- 母子・父子自立支援員による養育費相談
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業（地域生活支援事業・養育費相談）
- 母子父子寡婦福祉資金（養育費取得の裁判費用とする資金）の貸付
- 男女共同参画啓発事業（離婚を考える女性のための法律講座等）
- 養育費支援事業

(2) 養育費確保に係る広報・啓発活動の推進及び情報提供の充実

ひとり親家庭の子どもが確実に養育費を取得できるよう、養育費の支払いは子どもの親として当然の責務であること等の社会的気運を醸成するため、広報紙等や、講演会等を通じて啓発を行います。また、当事者に向けては、養育費の取り決めの必要性を認識し、取り決めに向けた支援につなげられるよう、離婚前相談や法律相談、女性相談等の各種相談窓口などにおいて情報提供に努めます。

主要な事業

- 児童扶養手当や戸籍などの担当窓口等での情報提供
- 養育費・面会交流についての啓発活動の推進

(3)面会交流に向けた支援の実施

子どもにとって望ましい面会交流の実現は、養育費の受け取りと同様に、子どもの健やかな成長にとって大切であり、その取り決めの必要性について、養育費とあわせて周知・啓発を行います。また、各種相談窓口などにおいての情報提供や弁護士や認定司法書士による法律相談など、面会交流の実施に向けた支援についても、養育費に係る支援とあわせた取り組みを進めます。

主要な事業

- 面会交流に関する取り決めの支援
- 児童扶養手当や戸籍などの担当窓口等での情報提供(再掲)
- 養育費・面会交流についての啓発活動の推進(再掲)

コラム

関係機関との連携による支援事例 ～配偶者暴力相談支援センター等との連携～

離婚を考えているCさん(女性)が、ひとり親になった場合、どんな支援があるのか知りたいと子どもの育ち見守りセンター「ととな」ひとり親相談担当の母子・父子自立支援員に相談に来られました。

離婚を考えるようになった経緯等のお話を母子・父子自立支援員がおうかがいしていたところ、夫から暴言を吐かれたり、叩かれるなどDVを受けていることがわかりました。

そこで、早急に母子の安全を確保する必要があると判断し、母子・父子自立支援員から配偶者暴力相談支援センターへ連絡し、ご本人の意向も確認したうえで、一時保護施設に避難してもらうことになりました。その後、大阪府女性相談センターと連携を図り、母子・父子自立支援員と面談を行った結果、ご本人の意向により母子生活支援施設への入所となりました。

入所後は、入所施設の見守りや支援のほか、母子・父子自立支援員との面談を随時行っています。また、弁護士を通じて離婚も成立し、入所施設近くでパート勤務しながら、自立に向けて進んでおられます。

施策目標4 経済的支援の充実

第4次計画における主な課題

- 市のアンケート調査結果では、ひとり親家庭の年間総収入について、200万円未満の家庭が母子家庭で41.1%、父子家庭で26.8%となっており、特に母子家庭の生活状況の厳しさがうかがわれます。また、父子家庭においても、現在の生活状況について「苦しい」または「大変苦しい」と答えた割合は70.2%にのぼり、母子家庭の66.5%よりも高い値となっています。経済的支援については、ひとり親家庭等の生活の安定のために引き続き重要であるとともに、その適切な運用が求められます。
- 離婚直後においては、転居や仕事の変化など生活面に大きな変化が生じ、アンケート調査結果でも、ひとり親になった直後に転居をした人は、母子家庭で63.4%、父子家庭で35.8%となっており、そのうち7割以上の方が、転職や無職になった等、仕事にも何らかの変化があったという結果から、そのような激変期において生活の安定を図るためには、経済的支援の重要性が特に高くなります。児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成、生活困窮者自立支援制度による住居確保給付金等の経済的支援に係る諸制度については、必要な時期に適切に利用できるための積極的な情報提供が求められます。
- 子どもに希望する(していた)進路等についてのアンケート調査結果では、ひとり親家庭の保護者の4割以上が大学卒業を希望しています。また、「大学等における修学の支援に関する法律」が制定され、大学等の授業料の減免制度が開始されたことにより、子どもの進学に対する経済的支援の幅が広がりました。しかしながら、子どもの教育・進学(経済的理由)に悩みを抱えるひとり親家庭の割合も高いこと等から、特に子どもの教育面における経済的支援の重要性が高まっています。

施策の展開

(1) 経済的援助の実施

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当制度に係る情報提供を行い、適正な給付を行います。また、母子父子寡婦福祉資金貸付金については、特に、大学進学を見据えた教育・進学費用について支援を必要とするひとり親家庭等は多く、修学資金や就学支度資金の活用等、制度の周知に努めます。

また、離職により住居を失った（又はそのおそれがある）人に対し、一定の要件を満たす場合、家賃相当分を支給することで、住宅と就労機会の確保を図り自立を支援します。

さらに、生活に困窮する場合に、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低限の生活を保障し、自立を助長します。

主要な事業

- 児童扶養手当の給付
- 児童手当の給付
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付（再掲）
- 生活困窮者住居確保給付金の支給（再掲）
- 生活保護制度

(2) 経済的負担の軽減

ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、ひとり親家庭医療費の助成や保育サービス等利用にかかる第2子以降の保育料の無償化の実施など、経済的負担を軽減する施策を実施します。

また、教育の機会均等を図るため、子どもたちの就学に必要な費用を援助します。

主要な事業

- ひとり親家庭医療費助成の実施
- ひとり親家庭医療費の一部自己負担額償還（世帯合算分）の実施
- ひとり親家庭医療費の食事療養標準負担額助成証明書（食事証）の交付
- 保育所保育料等の軽減（再掲）
- 水道料金及び下水道使用料の福祉減免
- 子どもの就学に必要な費用の援助（就学援助、奨学金、交通災害遺児奨学金）

(3)経済的支援に関する情報提供の充実

ひとり親家庭等に対する経済的援助や経済的負担の軽減に役立つ諸制度について、支援が必要な家庭に適切に情報を届けられるよう、関係機関、関係部署間の連携などにより、さまざまな機会を捉えた情報提供に努めます。また、大学や高等専門学校等への進学にあたっては、令和2年度から開始された国の高等教育の修学支援新制度などの支援制度について情報提供を行います。

主要な事業

- 児童扶養手当や戸籍などの担当窓口等での情報提供(再掲)
- 市広報紙、ホームページ等による情報提供の充実

施策目標5 ひとり親家庭等を支える環境の充実

第4次計画における主な課題

- アンケート調査結果では、困ったことがあるときの相談相手として、「市役所等（公的施設）」や「子どもの育ち見守りセンター」と答えた割合は合計で、母子家庭では7.4%、父子家庭では9.0%、寡婦では12.1%にとどまり、一方で「相談先がない」と回答した人が母子家庭では6.9%、父子家庭では20.9%、寡婦では4.5%となっています。さらに、「相談先がない」と答えた人のうち約8割が生活状況について「苦しい」または「とても苦しい」と回答されており、生活上の悩みや不安について、周囲に相談しづらい傾向がうかがえます。支援が必要な家庭を支援していくためには、その内容に関わらず、まず気軽に相談できる環境の充実と、多様な手段を活用して支援情報を積極的に届けていくことが求められます。そのうえで、母子・父子自立支援員等が寄り添いながら、それぞれの悩みや課題に応じ、さまざまな支援メニューを提示し、また、必要に応じ、適切な支援機関につないでいくという包括的な相談支援体制を整備することが重要です。
- ひとり親家庭等の生活状況はさまざまであり、必ずしもすべての家庭が即座に支援を必要とされているわけではありません。しかし、仕事と家事、子育てをひとりで担う状況から、自分自身や子どもの健康面等、将来に不安を感じていたり、子どもと接する時間を十分に持てず、子育てに悩んでいるといった人が、アンケート調査でも多くみられました。すべてのひとり親家庭等が日々の暮らしを安心して、いきいきと希望を持って送れるよう、支援していくことが求められます。
- ひとり親家庭に限らず、すべての子育て家庭にとって、地域とのつながりや、家庭が相互につながりを持つことは、地域で安心して暮らせるための重要な要素となります。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、人と人が直接集まる活動が難しい状況においても、「新しい生活様式」に沿いながら、人と人との支え合いやつながりづくりを引き続き推進し、ひとり親家庭等が心豊かな連帯感で結ばれるよう取り組んでいくことが求められます。
- 本市が実施した「ひとり親家庭等への支援に関する関係機関等調査」では、ひとり親家庭等に対して幅広い支援が行われており、特に、家庭の様子を見守り、必要に応じて声掛けや助言・相談を行う団体・機関が多くありました。市においては、ひとり親家庭等への支援に関する積極的な情報提供や、身近な地域における相談支援の充実が課題であるなか、地域でひとり親家庭等と接するさまざまな関係団体・機関との連携を深めながら、ひとり親家庭等に寄り添う重層的な支援のネットワークづくりに取り組むことが求められます。
- ひとり親家庭等が、結婚や離婚、婚姻歴の有無に対する固定的な価値観や先入観からの偏見や差別により人権侵害を受けることがないように、市民意識の啓発・向上を図るための講座の開催や情報提供を行い、人権が尊重される社会の実現に向けて今後も取り組んでいく必要があります。

施策の展開

(1) 関係機関との連携等による積極的な情報提供及び相談支援体制の充実

ひとり親家庭等が抱えるさまざまな悩みや不安、複合的に重なる生活上の課題について、当事者に寄り添い、きめ細かな支援に結びつけられるよう、母子・父子自立支援員を中心に、関係部署間における情報共有、関係機関と連携の強化を図りながら、総合的・包括的な支援体制を整えます。地域においてひとり親家庭等と接する当事者団体や関係団体、関係機関に対し、ひとり親家庭等への支援に関する情報を多様な機会を通じて積極的に提供するとともに、関係機関、団体同士の横の連携を深め、ひとり親家庭等に対する地域支援のネットワークづくりに努めます。

また、離婚前相談においては、その悩み等に寄り添い、ひとり親になった場合の生活の変化を見据えながら、相談や制度活用につなげます。その中で、DV被害やその恐れがある場合においては、枚方市配偶者暴力相談支援センターとの連携を図り、専門的な相談につなげます。

児童扶養手当の現況届の時期などを活用して、仕事を休まずに集中的に相談や手続きができるよう、相談窓口の充実に努めます。また、生活困窮者自立支援法に基づき設置している「自立相談支援センター」とセンターに隣接するハローワーク常設窓口との連携を深め、生活に困窮している方から就労を含め自立に向けた相談を包括的に受けるとともに、継続した支援を実施します。

ひとり親家庭等の子どもや保護者に障害がある場合においては、各種障害福祉サービスの利用に加え、ひとり親家庭等生活支援サービスを利用することにより生活の安定を図ることができるよう、各種支援制度に関する情報提供等の連携を図ります。

さらに、SNS等の活用による積極的な情報発信を通じた、ひとり親家庭等との継続的なつながりづくりを進めるとともに、各種支援制度の利用申し込みについては、可能な限りインターネット等による手続きができるよう見直しを進め、「新しい生活様式」への対応とともに、多忙なひとり親家庭等にとっての利便性の向上を図ります。

主要な事業

- 母子・父子自立支援員による相談支援
- 関係部署間の連携、情報の集約による子どもの育ちを見守る体制整備(再掲)
- 当事者団体や民生委員・児童委員等関係団体との連携
- 母子父子福祉推進委員制度の活用
- 母子・父子自立支援員や相談機関相談員の研修
- 男女共生フロア・ウィルでの各種相談の実施
- 枚方市配偶者暴力相談支援センターでのDV被害者支援
- 休日の相談窓口の開設
- 生活困窮者自立相談支援事業(自立相談支援センター)
- スクールソーシャルワーカーの活用
- コミュニティソーシャルワーカー事業(CSW)
- 「枚方市子育て応援アプリ」の配信
- ICTの活用による新たなつながりの構築

(2)当事者同士や親子の交流、地域とのつながりづくりの支援

すべてのひとり親家庭等やその子どもが、地域の人たちとの交流を深めながら、心豊かな生活を送ることができるよう、地域で活動されるさまざまな関係団体との連携のもと、親子で参加できる体験・交流事業や、ひとり親家庭等の相互の交流・情報交換等に資する多様な機会を提供するとともに、その情報提供に努めます。

また、人と人との直接的なつながりが大事であるという視点を基本に、ひとり親家庭等と接する当事者団体や関係団体、関係機関との連携を深めながら、地域におけるひとり親家庭等の見守り、つながりづくりを推進するとともに、新型コロナウイルス感染拡大以降の「新しい生活様式」に沿った、地域における支え合いの取り組みを支援します。

主要な事業

- 当事者団体や民生委員・児童委員等関係団体との連携（再掲）
- 母子父子福祉推進委員制度の活用（再掲）
- 親子で参加できる体験、交流の機会の提供
- ひとり親家庭等情報交換事業（シングルマザーズ・カフェ）
- 地域子育て支援拠点事業（再掲）
- 子どもの居場所づくり推進事業「子ども食堂」（再掲）

(3)緊急時等の迅速な対応を見据えた支援体制の整備

仕事と家事、子育てをひとりで支えるひとり親家庭等においては、病気やけがをすることや、災害の発生等が日常生活を送るうえでの大きな不安要素となります。そのような緊急時においても、ひとり親家庭等日常生活支援事業や、ファミリー・サポート・センター等の生活支援サービスの適切な利用につなげることで、生活の安定に努めます。また、子育てや健康、医療に関して、土曜日・夜間を含む24時間電話で相談できる体制を確保します。

さらに、日常においてはそのような支援を必要とされない方に対しても、緊急時には迅速かつ積極的に支援に関する情報を届けられるよう、ICTの活用等により、市と各ひとり親家庭等との間で、日頃からの継続的なつながりづくりに努めます。

主要な事業

- ICTの活用による新たなつながりの構築（再掲）
- ひとり親家庭等日常生活支援事業（再掲）
- ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用支援事業（再掲）
- ひとり親家庭相談支援事業（再掲）
- ひらかた健康ほっとライン24

(4)ひとり親家庭等に対するあらゆる差別・偏見の解消

ひとり親家庭等がその家族形態によって差別や偏見による人権侵害を受けないよう、講座や広報紙等での啓発活動に取り組みます。また、家族の多様性と個人が尊重される社会を築くため、ひとり親家庭等の置かれている状況や社会的背景への理解を深め、地域全体で共有していくための取り組みを推進します。

主要な事業

- 人権啓発事業
- 人権ケースワーク事業
- 男女共同参画推進事業

コラム

ひとり親のみなさんへのメッセージ ～母子・父子自立支援員より～

子どもの育ち見守りセンター「となとな」にはひとり親相談窓口があります。「ひとり親が利用できる支援制度にはどのようなものがあるのか？」やこれからひとり親になるかもしれない方の相談をはじめ、仕事やお金、子育ての悩み、養育費の相談など…、生活のなかで発生するいろいろな悩みごとや相談をおうかがいしています。

どこに相談したらいいか、わからないけれど悩んでいることや困っていることがある時、不安を感じている時、「となとな」を思い出してください。

話がまとまっていなくても、上手に話せなくても大丈夫です。相談なんてなかなか行きづらい(>_<)、何から話せばいいのかわからない(+_+)と思われる方も多いと思いますが、何か新しい発見があるかもしれません。

一緒に問題を整理しながら、考えていきましょう。是非一度、ひとりで抱えこまず、ご相談ください。



ひとり親家庭等をめぐる支援ネットワークのイメージ

